

がん性疼痛緩和指導管理料について

がん性疼痛緩和指導管理料は、医師ががん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者さんに対して、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り、当該薬剤に関する指導を行い、当該薬剤を処方した日に算定出来る医学管理料です。

- ◆がん性疼痛緩和指導管理料は、緩和ケアの指導を有する医師が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合につき1回に限り算定する
- ◆当該薬剤を処方した日に算定する
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料を算定する場合は、麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する
- ◆当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算の所定点数を加算する